

潮彩市場防府活性化協議会設置要綱

平成24年5月16日制定

(目的)

第1条 水産総合交流施設 道の駅 潮彩市場防府（以下「潮彩市場」という。）の活性化を図るため、山口県、防府市、潮彩市場関係者等による協議・検討の場として「潮彩市場防府活性化協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) 潮彩市場の活性化のための諸施策に関すること。
- (2) 潮彩市場に関連する周辺地域（地方卸売市場等）の活性化のための諸施策に関すること。
- (3) 前2号に付随する事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる委員をもって構成する。

(会長等)

第4条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長は、防府市産業振興部長をもって充て、協議会を統括する。
- 3 副会長は、山口県農林水産部漁港漁場整備課長をもって充て、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(協議会)

第5条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、議長は、会長をもって充てる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 協議会には、幹事会を置くものとする。

- 2 幹事会は、会長の命を受けて、協議会の協議事項に関する専門的事項を検討し、協議会に提案する。
- 3 幹事会は、別表第2に掲げる団体等の実務担当者等のうちから会長が指名した者をもって組織し、幹事長は防府市産業振興部次長をもって充てる。

4 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、議長は、幹事長をもって充てる。
(事務局)

第7条 協議会の事務局は、山口県農林水産部漁港漁場整備課及び防府市産業振興部農林水産振興課が所掌し、庶務は、防府市産業振興部農林水産振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

団体等名称	職名
防府市産業振興部	部長
	部次長
	農林水産振興課長
山口県農林水産部	漁港漁場整備課長
	ぶちうまやまぐち推進課長
	山口農林水産事務所水産部長
山口県漁業協同組合	参事
山口県漁業協同組合吉佐統括支店	運営委員長
山口県漁業協同組合吉佐支店 道の駅潮彩市場 防府事務局	駅長

別表第2（第6条第3項関係）

団体等名称
防府市産業振興部
防府市産業振興部農林水産振興課
防府市地域交流部おもてなし観光課
防府市土木都市建設部河川港湾課
山口県農林水産部漁港漁場整備課
山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課
山口県山口農林水産事務所水産部水産課
山口県漁業協同組合
山口県漁業協同組合吉佐統括支店
山口県漁業協同組合吉佐支店 道の駅潮彩市場防府事務局